

## 財産形成住宅貸付募集のご案内

平成30年10月貸付の財産形成住宅貸付の募集についてご案内します。

この貸付は、地方公務員等財産形成基本計画に基づき全国市町村職員共済組合連合会から貸付資金が割り当てられているため、希望者多数により貸付金総額を超えた場合は先着順となります。

また、募集期間等については、共済事務担当課をとおしてお知らせしますが、貸付条件等は次のとおりとなりますので、住宅取得資金にお役立てください。

**財産形成住宅貸付とは…** 財産形成住宅貸付は、国が作成する地方公務員等財産形成基本計画に基づき全国市町村職員共済組合連合会から当組合が借り入れた資金を、住宅財産形成貯蓄をしている組合員に低利で貸し付ける制度です。

### 貸付予算額

平成30年度：9,800万円

### 貸付時期

平成30年10月

### 対象物件

組合員が自ら居住するために新築・増改築・購入する住宅(中古住宅等含みます。)  
※床面積が40㎡以上280㎡以下の住宅に限ります。

### 借受資格

申込日の2年前の日から申込日までに、勤労者財産形成貯蓄を1年以上継続していて、かつ、申込日において貯蓄額が50万円以上ある方  
※勤労者財産形成貯蓄(50万円)は、一般・年金・住宅のいずれか一つまたは合算の額です。(共済貯金は含みません。)

### 貸付利率

年利0.67% (平成30年6月期時点)※5年毎に改定されます。  
10月貸付分の貸付利率は、9月下旬に決定となるため、申込者に別途お知らせします。

### 貸付利率の特例

「子育て特例」が適用されます。  
18歳以下(平成12年4月2日以降に出生)の子等を扶養する組合員(組合員の配偶者が扶養する場合も含みます。)が財産形成住宅貸付を利用する場合、当初5年間に限り、通常の貸付利率より0.2%低い利率が適用されます。  
また、フラット35子育て支援型と併せて借り受ける場合、当初5年間に限り、通常の貸付利率より0.25%低い利率で借り受けることができます。  
※子等とは次のいずれかの条件に合致する方となります。  
①組合員または組合員の配偶者の三親等内の親族  
②組合員の被扶養者となっている内縁の関係にある子  
③借入申込日時点で母子手帳の写しを提出できる胎児  
※配偶者は健康保険等の被扶養者保険の被扶養者となっている方に限ります。



### 貸付金額

50万円を最低額とし、10万円単位で貸し付けます。

### 貸付金限度額

貸付申込日の住宅財産形成貯蓄額の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、退職手当の額に200万円を加えた額となります。ただし、貸付事業の住宅貸付または災害貸付を受けている場合等は、未償還元金を控除した額となります。  
※退職手当の額は、貸付申込日から5年を経過した日の自己都合退職による率で計算します。

### 償還期間等

○償還期間：金額にかかわらず15年以内

○償還方法：毎月元利均等償還のみ

(参考)年利0.67%の場合 ※( )は子育て特例0.47%の場合

貸付額	毎月償還額	貸付額	毎月償還額
100万円	5,904円 (5,818円)	500万円	29,517円 (29,086円)
800万円	47,227円 (46,538円)	1,000万円	59,034円 (58,172円)

### その他

- 貸付希望者は、共済事務担当課をとおしてお申し込みください。
- 抵当権の設定は必要ありませんが、貸付債権保全のため損害保険に加入することになります。  
※保険料は貸付金100万円に対し992円(15年間分)です。
- 手数料無料で、全額および一部繰上償還ができます。 ● 借換には利用できません。

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412